

令和6年度和歌山県県有施設への太陽光発電設備導入事業公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本実施要領は、和歌山県（以下、「県」という。）が所有する公共施設等に太陽光発電設備等を導入し、平時の電源として利用することにより温室効果ガス排出量を削減することを目的として、PPA方式による電力供給事業を行う事業者を公募するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2. 事業概要

- (1) 事業名称 令和6年度和歌山県県有施設への太陽光発電設備導入事業
- (2) 事業場所 別添仕様書のとおり
- (3) 事業期間 別添仕様書のとおり
- (4) 担当部署 和歌山県環境生活部環境政策局脱炭素政策課

3. 参加資格

- (1) 単独の法人又は複数の法人によって構成された共同事業者（共同事業者を構成する法人は、単独で応募することができない。また、他の応募している共同事業者の構成員となることもできない。）であること。応募申込受付期間終了後、共同事業者の構成員の変更及び追加は、原則として認めない。
- (2) 日本国内に本社又は支社を有し、専門技術者等の十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有している法人であること。
- (3) 企画提案書に基づく太陽光発電事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。
- (4) 本事業と類似の事業履行実績として、過去5年度の期間において実績を有すること。
なお、類似の事業とは、企業、地方公共団体所有施設における太陽光発電パネルの設置事業の実績等（選定・契約・受注段階も可）をいう。
- (5) 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。
 - ア 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士
 - イ 第一種、第二種または第三種電気主任技術者上記資格は、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者の中でも構わない。
- (6) 以下のいずれの項目にも該当しないこと。
 - ア 契約を締結する能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 和歌山県との契約等において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人、その他使用人として使用する者。ただし、その事実があった後3年を経過した者については、この限りでない。
 - エ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続きの開始の申し立て、又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生

法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者。
ただし、更生手続きの開始決定又は更生計画の認可決定がなされている場合は、この
限りではない。

オ 国税、都道府県税又は市区町村税を滞納している者

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条
第 2 号に規定する暴力団その他反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活
動へ関与が認められる者

キ 和歌山県物品の購入等の契約に係る入札参加資格停止要領又は和歌山県建設工事
等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱の規定に基づく参加停止措置を受けてい
る期間中にある者

4. 提出資料

原則として、紙資料にて提出する。また、以下（1）から（4）までの他に県が別途書
類の提出を求めることがある。なお、追加としてデータを保存した電子媒体（CD-R 等）
を求める場合がある。

なお、共同事業者による申請の場合は、※印の書類を構成法人全てについて提出するこ
と。

（1）企画競争参加申請書

様式 1 に必要事項を記入し、提出する。

（2）会社概要

会社の概要がわかる書類（任意様式）※

（3）参加資格に係る書類

以下の書類を添付すること。ただし、県の物品の購入、役務の提供等の契約に係る競
争入札参加資格又は建設工事入札参加資格の認定を受けている者については、ウ、オ、
カ及びキについては省略できる。

ア 類似事業の契約書等の写し（契約が証明できる部分のみの写しで良い）

イ 一級建築士及び電気主任技術者の資格証の写し

ウ 登記事項証明書※

エ 誓約書（様式 2）※

オ 直近の貸借対照表及び損益計算書※

カ 納税証明書（その 3）（直近の年度のもの）※

- ・本社等所在地を管轄する税務署で証明
- ・「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について証明
- ・「その 3、その 3 の 2 又はその 3 の 3」を提出

キ 都道府県税納税証明書（滞納がないことの証明書）（直近の年度のもの）

- ・本社等所在地を管轄する都道府県税証明発行場所で証明

（4）企画提案書

様式 3-1 に必要事項を記入し、以下の書類を添付して提出すること。

ア 事業の実施内容（様式 3-2）

- イ 事業実施体制（様式3-3）
- ウ 過去の類似業務実績（様式3-4）
- エ チェックリスト（様式4）

5. 企画提案書の内容

別紙仕様書を参照のうえ、以下の内容で作成すること。

(1) 事業の実施内容（様式3-2）

ア 実施方針

提案の基本方針・概要・設備の平常時のシステム構成図等を記載すること。

イ 太陽光発電設備容量

候補施設における想定設備容量（太陽光発電設備定格出力（kW）及びパワーコンディショナ最大定格出力（kW））を検討すること。

ウ 蓄電池設備容量

(ア) 候補施設における想定設備容量（蓄電池出力（kW）及び容量（kWh））を検討すること。

(イ) 当該蓄電池設備の使用目的は、平準化及び災害時には非常用としての使用を想定している。

(ウ) 設置場所を提案すること（屋内／屋外／電気室等）。

エ 想定自家消費電力量及び温室効果ガス排出削減量

(ア) 候補施設における想定自家消費電力量を検討すること。検討にあたっては、施設の自家消費電力量（kWh）が最大となる考え方を示すこと。

(イ) 温室効果ガス排出削減量は、候補施設における1年間の総量を算出すること。
なお、電力の二酸化炭素排出量係数は地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック（令和6年4月環境省地球環境局改訂）で定められている0.434kg-CO₂/kWhを使用すること。

オ 設備設置仕様

(ア) 太陽光発電設備の設置場所、設置方法（架台等）、検討において想定した設備仕様（寸法、重量等を含む）を記載すること。

(イ) 想定する設置場所での設置方法は、JIS C8955に定められている荷重（風圧、積雪、地震等）に耐えうる構造であること。

(ウ) 太陽光発電設備の単位面積当たりの重量（基礎、パネル重量込み：単位 N/m²又はkg/m²）を記載すること。

カ 非常時・停電時に利用可能なシステム

以下の点を含め、非常時・停電時の利用方法を提案すること。

(ア) 非常時・停電時のシステム構成図

(イ) 非常時・停電時の利用、操作方法（特定負荷への供給の有無、停電時に必要な機器の操作及び配線作業の要否等）

(ウ) 自立運転時に太陽光発電設備等から使用可能な出力（kW）

キ 契約単価の提案（提案単価）及び発電設備導入前後の電気料金（参考見積）

- (ア) 提案単価は事業期間中一定とし、和歌山県より提示した上限価格をもとに提案すること。提案単価は、消費税及び地方消費税を含む価格で提案すること。
- (イ) 電気料金の概算については、運転期間中における和歌山県の負担として算出すること(運転期間最長 20 年間分の電気料金シミュレーション等を示すこと)。
- (エ) 本事業は、環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)」の活用を前提としているため、当該事業を活用した場合の額を示すこと。

ク その他独自提案

余剰電力が生じた場合において、地域活用に有効な提案を行う場合に記載すること。

(2) 事業実施体制(様式 3-3)

ア 事業実施体制図

イ 工事計画概要(設備導入工程表)、実施体制(本業務に従事予定の総括責任者、担当者、予定技術者経歴書、資格証の写し等を記載)、事業フロー及び運転期間における維持管理等のスケジュール

ウ 運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画(定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等)、実施体制

エ 代表事業者の経営状況(直近の 5 年間)

賃借対照表、経常利益(又は営業利益率)、流動比率、自己資本比率等

オ 工事費、運転管理及び維持管理のための費用、資金調達を含めた事業資金計画

カ 故障、緊急時の対応体制図

キ 事業実施中のリスクに対する対策

損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること

ク 事業実施に関する保証

設備の導入及び運転期間中に設定するすべての保証内容

(3) 過去の類似業務実績(様式 3-4)

実績を証明するものとして、契約書や仕様書、協定書等の写しを提出すること。(契約が証明できる部分のみの写しで良い)

(4) チェックリスト(様式 4)

様式 3-2 から様式 3-3 までに記載をしたものに○をつけること。

6. 企画提案書作成にあたっての留意事項及び提供資料

(1) 留意事項

ア A4 版を基本とすること。一部 A3 版の使用も認めるが、その場合は三つ折りにして綴ること。

イ 枚数に制限は設けませんが、提案書は簡潔にまとめること。

ウ 表紙をつけ、表題を記載すること。

エ 表紙、目次及び参考見積書はページ数にカウントしない。

オ 文書の補完のための写真、イラスト等を用いることも可とする。

カ 提案書の提出期限後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。

- キ 言語は日本語、通貨単位は円とすること。
- ク ワードプロソフト等を使用して記載する場合は、文字サイズ 10.5pt 以上に設定すること。また、手書きで記載する場合は、1 行あたり 39 文字を限度に記入すること。
- ケ 上下左右に 20mm 以上の余白を設定すること。
- コ 提出できる企画は、1 提案者につき 1 案までとし、複数案の提案は認めない。また、1 案の中に複数パターンの企画が含まれる提案も認めない。

(2) 提供資料

候補施設に関する次の資料を提供する。ア及びイは申し出のあった者に、ウ及びエは提案資格があると県が認めた者に対し、電子媒体（電子メール又は CD-R）にてデータで提供するものとする。

なお、ア及びイの資料提供の申し出に当たっては、下記 12 あて電子メールにより申し出るものとする。

- ア 候補施設の令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 7 月 8 日までの電力使用量の 30 分値
- イ 候補施設の図面（配置図、平面図、立面図、矩計図、単線結線図）
- ウ 構造計算書
- エ 提案単価の上限価格

7. 提出方法等

(1) 提出の形式・部数

- ア 企画競争参加申請書（様式 1）、会社概要（任意様式）、誓約書（様式 2）、参加資格に係る書類：各 1 部
- イ 企画提案書（様式 3-1）、事業の実施内容（様式 3-2）、事業実施体制（様式 3-3）、過去の類似実績（様式 3-4）、チェックリスト（様式 4）、企画提案に係る書類：正本 1 部、副本 6 部

(2) 提出期限

- ア 企画競争参加申請書（様式 1）、会社概要（任意様式）、誓約書（様式 2）、参加資格に係る書類

令和 6 年 8 月 7 日 17 時（必着）

- (ア) 提出が無い者からの企画提案は受け付けない。
- (イ) 参加資格の審査を行い、令和 6 年 8 月 9 日までに結果を通知する。
- (ウ) 企画競争参加申請書提出後に参加を取りやめる場合は、担当課へ連絡すること。

- イ 企画提案書（様式 3-1）、事業の実施内容（様式 3-2）、事業実施体制（様式 3-3）、過去の類似実績（様式 3-4）、チェックリスト（様式 4）、企画提案に係る書類

令和 6 年 8 月 23 日 17 時（必着）

(3) 提出方法

下記 12 あて持参又は郵送で提出すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の差出及び受領の記録が残る方法に限る。

(4) 協定の締結について

選定した事業予定者と仕様書に基づき詳細を協議し、詳細設計等の事業者自らが事業の安全性等を確認した書類について和歌山県の確認を受けたのち、確定とする。

なお、協議が不調に終わった場合や、失格要件の事項に該当する場合には、「令和6年度和歌山県県有施設への太陽光発電設備導入事業に係る企画競争実施委員会」（以下「実施委員会」という。）において次点とされた者と交渉する場合がある。

8. 質問の受付及び回答

(1) 質問受付

ア 受付期間

参加申請に関する質問 令和6年7月22日から令和6年8月2日17時まで

企画提案に関する質問 令和6年7月22日から令和6年8月20日17時まで

イ 提出方法

質問書（様式5）により、持参、郵送、FAX 又は電子メールにより、下記12あて提出すること。

持参の場合は、アに掲げる期間の土曜日及び日曜日を除く日の午前9時00分から午後5時00分までとする。

FAX 又は電子メールにより提出する場合は、件名を「令和6年度和歌山県県有施設への太陽光発電設備導入事業に関する質問」とし、送信後、電話により提出先へ受信確認を行うこと。

(2) 回答

以下の日時までに、ホームページ上にすべての質問に対する回答を掲載する（質問を行った法人名等は公表しない。）。

参加申請に関する質問 令和6年8月6日17時まで

企画提案に関する質問 令和6年8月22日17時まで

なお、提案書類の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの提案書提出状況に関する質問並びに積算に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げるおそれがあることから受け付けない。

また、提出期限までに到着しなかった質問に対しては、回答しない。

9. 企画提案の審査・スケジュール

企画提案は、実施委員会において審査する。県は企画提案内容について書類審査を行い、全ての応募者に対し、企画提案書に記載の電子メールアドレスに結果を通知する。その後、書類審査通過者による企画提案書類についてのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

また、プレゼンテーション及びヒアリングの実施に際しては事前に書面により事業者質問を行うことがあるため、その際は書面により回答すること。

審査に当たっては、実施委員会の各委員が「評価基準」に基づき採点し、最も優れた企画提案者を本件業務の事業予定者として決定する。

なお、企画提案者が1者の場合でも審査を実施することとし、各委員の評価点が30点

を超える場合には事業予定者として選定する。

(1) スケジュール

本企画競争実施に係るスケジュールは以下のとおり予定している。

事項	日程
企画競争実施の公募開始	令和6年7月22日(月)
参加申請に関する質問受付期間	令和6年7月22日(月) から 令和6年8月 2日(金) 17時まで
参加申請に関する質問に対する 回答の県ホームページへの掲載	令和6年8月 6日(火) 17時まで に掲載
企画競争参加申請書、会社概要書類、 参加資格に係る書類の提出期限	令和6年8月 7日(水) 17時まで
参加申請書提出者に提供する 参加資格審査結果決定通知	令和6年8月 9日(金) までに行う
施設見学申込期間	令和6年7月22日(月) から 令和6年8月 2日(金) 17時まで
施設見学期間	令和6年7月22日(月) から 令和6年8月 8日(木) まで ただし、令和6年8月2日(金) 午前 及び令和6年8月6日(火) を除く
企画提案に関する質問受付期間	令和6年7月22日(月) から 令和6年8月20日(火) 17時まで
企画提案に関する質問に対する 回答の県ホームページへの掲載	令和6年8月22日(木) 17時まで に掲載
企画提案書の提出期限	令和6年8月23日(金) 17時まで
一次審査	令和6年8月26日(月)
プレゼンテーション及び審査	令和6年8月下旬(予定)
事業予定者の発表(審査結果通知)	令和6年9月上旬(予定)
協定の締結	令和6年9月上旬以降

(2) 施設見学

下記見学期間に対象施設の見学を行う。施設見学を希望する場合は、令和6年8月2日までに下記12あて、様式6により電子メールで申し込むものとする。

なお、施設見学にあたっては、脱炭素政策課及び施設管理者の指示に従うこと。見学の日時は、申し込みがあった事業者ごとに、令和6年7月22日から令和6年8月8日の間で調整し、詳細については、別途通知する。

(3) 一次(書類)審査

多数の企画提案書の提出があった場合に実施する。なお、一次審査を実施する旨の通知は行わない。提出された企画提案書等を基に、実績評価点及び価格評価点を算出し、

合計点の上位4社程度を選定する。

ア 審査基準

評価項目	評価の視点	配点
価格	提案された価格が適切か。	10

イ 一次審査の結果

令和6年8月26日を目途に、企画提案書に記載の電子メールアドレスに通知する。

(4) プレゼンテーション及び二次審査

ア 日時

令和6年8月下旬（日時の詳細は別途通知する）

イ 会場

和歌山市内（会場の詳細は別途通知する）

ウ 発表方法

企画提案書を用いた説明とする。追加提案、追加資料の配布はできない。

プロジェクター、スクリーンを使用する場合は県が用意するが、あらかじめ申し出ること。また、使用するパソコンは各自で用意すること。

エ 発表時間について

1企画提案者あたりプレゼンテーション20分、質疑10分（予定）。

なお、企画提案者数に応じて変更する場合がある。

オ その他

出席者は1企画提案者につき3名以内とする。

発表の順番は別途通知する。

(5) 選定結果の通知、結果に対する質問

選定結果は、プレゼンテーション及び二次審査後、参加者全員に速やかに文書により通知する。

10. その他留意事項

(1) 著作権等に関する事項

ア 企画案の著作権は原則として各提案者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は和歌山県に帰属する。

イ 提案者は、和歌山県に対し、提案者が企画案を創作したこと並びに第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権をも侵害するものではないことを保証するものとする。

ウ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ和歌山県に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

エ 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、和歌山県情報公開条例に基づき開示請求があったときは、同条例の定めるところにより開示する場合がある。

- (2) 提出された企画提案書は返却しない。また、提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類は、本事業の実施以外の目的には使用しない。
- (4) 本企画提案に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (5) 採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため和歌山県と事業予定者の協議により、内容の一部を調整する場合がある。

11. 失格要件

企画競争参加申請書提出後に以下のいずれかに該当すると判明した場合は、企画提案書類を受け付けず、もしくは評価をせず、又は事業予定者としての選定を取り消すものとする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。
- (2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。
- (4) 提出した企画提案書の内容が業務仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認められるとき
- (5) その他、実施委員会が不適切と判断したとき。

12. 書類提出先及びお問合せ先

和歌山県 環境生活部 環境政策局 脱炭素政策課 脱炭素推進班

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

電話 073-441-2674

FAX 073-433-3590

電子メール e0320003@pref.wakayama.lg.jp

<評価基準>

評価項目		評価の視点	配点
1. 技術提案	導入設備の内容	・技術提案の具体性及び妥当性	10点
		・設備容量に関する具体提案	5点
	二酸化炭素排出量の削減効果	・排出量削減に取り組む提案がなされているか、シミュレーション等は妥当か	5点
	災害等、非常時利用の内容	・実用性の高い提案がされているか	10点
2. 実施体制	工事遂行能力	・令和6年度内に完了する工事計画、実施体制及び施工スケジュールとなっているか	5点
	業務遂行能力	・メンテナンス計画	5点
		・維持、管理等の実施体制	5点
	事業実施中のリスク対応	・事業実施中に発生するリスクについて、対応できる提案となっているか	5点
事業実施に係る保証	・設備の導入から運転期間満了まで対応できる提案となっているか	5点	
3. 実績	会社概要	・財務状況等について、資金調達に問題がないか(経常利益・黒字年数・自己資本比率)	5点
	類似実績	・過去に類似する施工実績があり、問題なく実施が見込めるか	5点
4. 電気料金(提案単価)		・設備導入後の電気料金に係る単価が上限額に対しどの程度低減されるか	20点
		・提案単価の算出方法が適切、明確か	5点
5. 独自提案		余剰電力の地域活用など、その他評価に値する独自性のある取組があるか	10点
合計			100点